

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月28日 12時20分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市近江八幡市野村舟だまり（琵琶湖南東部） 岡山二等三角点から真方位325°860m付近 （概位 北緯35°08.7 東経136°02.4）
事故の概要	プレジャーボートセーリングスポットワニA21 22号艇は、航行中、係留中のプレジャーボートRyuseiに衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Ryusei、3.0トン 280-42109 滋賀、個人所有 B プレジャーボート セーリングスポットワニ A21 22号艇、1.6トン 253-34755 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部に亀裂 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好 水象：波高 0.2～0.3m 滋賀県近江八幡市には、9月26日04時16分に強風注意報が発表されており、本事故発生時も継続中であった。
事故の経過	A 船は、近江八幡市野村舟だまり（以下「本件港」という。）北東部の港口付近岸壁に船首を東方に向けて左舷着けとし、無人の状態に係留中、B 船が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せて航行中、風波が強くなり、本件港に避泊する目的で入港することとした。 船長Bは、係留可能な場所を探したものの、既に他船が係留していて適当な場所がなかったので、別の港に向かうこととし、A 船が係留している場所の南方沖でB 船を反転させたのち、舵輪及びスロットルレバーを操作し、急激に増速しながら右転させて航行中、曲がり切れず、B 船の船首部がA 船の右舷中央部付近に衝突した。
分析	A 船は、本件港の港口付近岸壁に無人の状態に係留中、B 船が衝突したものと考えられる。 B 船は、本件港の港口に向かう際、船長Bが、急激に増速しながら

	右転させて航行したことから、曲がり切れず、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、本件港の港口に向かう際、船長Bが急激に増速しながら右転させて航行したため、曲がり切れず、本件港の港口付近岸壁に無人の状態に係留中のA船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、港内では急激な加速及び急激な転舵を行わないこと。